

---

# 外国人向け教育・学習コンテンツの 認定申請 要項（2020年度）

---

2020年7月



# 1. 外国人向け教育推進の取り組み 概要

## 日本の外国人受入れ現状

- 外国人材受入れ環境は大きく変化。それぞれの現場で、外国人材活用に向けた模索、試行錯誤が続く。
- 外国人材の採用・選考等において、一定の所作力を有する外国人材を、いかに見極めていくかが課題。
- 多くの企業などは、外国人材の採用等における判断基準として「日本語能力試験」(JLPT)の指標を採用している。しかし、こうした企業からも、日本語力の測定・指標だけでは不十分との見解が多く示されている。
- また、外国人材の育成に係る明確な指標・基準が設定されていないなかで、教育機運が高まらない。

## 外国人雇用協議会は、

- 日本での教育・研修により、日本の言語・文化・ビジネス習慣に通じ、日本のビジネス社会に適応していくことのできる外国人材を育成していくとともに、
- 日本での経験機会を通じて日本人とともに切磋琢磨し、キャリアアップすることのできる環境づくりも必要との認識の下、外国人材の採用や教育研修カリキュラムづくりなどに資する指針

**就労適性に係るガイドライン:ビジネス文化・社会常識に係る基準**を策定・公表(3年毎に改訂予定)

## ◎外国人向け教育推進の主な取り組み

市場創出・拡大の観点から、業界・事業者の独自性等を尊重しつつ、以下を三位一体で推進する。

- ① 就労適性に係る**ガイドラインの普及・活用促進**
- ② 就労適性に係るガイドラインに沿った**教育・学習コンテンツの認定制度**  
(例)認定1号・明光ネットワークジャパン刊行教材(日本語版/英語版/ベトナム語版)
- ③ 認定コンテンツ等での学習後、その習熟度を確認する**外国人就労適性試験**を実施  
(例)サーティファイ主催・当協議会後援「外国人就労適性試験」(日本語/中国語/ベトナム語)

※教育推進コンテンツは参画会員社とともに順次、増やす予定。

# 1. 外国人向け教育推進の取り組み 概要

## ■企業側のメリット

**外国人材の採用、教育研修、外国人従業員との円滑な意思疎通などが可能に！**

- ①現場の人材候補の基本的仕様が明確に定義され、採用・選考、教育研修などが効率化。
- ②日本語・文化・慣習・法令等を理解した人材、一定の技能を有する人材を絞れるほか、外国人従業員との円滑な意思疎通も可能にしていくことで、初歩的なミスの低減や商品・サービスの品質維持につながる。
- ③一定の技能を持つ外国人の活躍の場が広がる。
- ④困窮状態にある現場の人手不足の解消。

## ■外国人側のメリット

**日本で働くうえで最低限、必要となる知識・スキルが獲得でき、就職がしやすくなる！**

- ①日本での就業に求められる基準が明確になり、学ぶべき内容や基準が明確になるとともに、業務遂行に必要な能力要件を客観的に測定・評価する「外国人就労適性試験」で習熟度を確認することができる。
- ②採用基準の一つとして活用する企業等における採用プロセスで有利となる。

## ■社会的なメリット

- ①外国人従業員の受け入れ促進、コミュニケーション力を持つ外国人の活躍
- ②各種産業界の人手不足を解消、人材不足が顕著な業界の活性化
- ③劣悪な就労環境の解消、闇ブローカーの排除、不良外国人の減少(治安安定)
- ④近江商人にならう、労働社会での『三方よし』の実現

『日本人によし、外国人によし、社会によし(労働環境よし≡企業のコンプライアンス順守)』の実現  
労働環境改善を通じて、よりダイバーシティという考えが浸透した社会の実現

## 2. 「就労適性に係るガイドライン:ビジネス文化・社会常識に係る基準」

教育目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術人文国際業務や特定技能などの新規入国者や、日本で就職をめざす外国人留学生が、日本での就労と生活の背景にある文化や習慣、考え方などに関する理解、社会常識・一般教養について習得してもらうことをめざす。</li> <li>● 教育研修等にあたっては、日本の文化・価値観等の押しつけるものではなく、相互理解につなげることを目標とする。</li> </ul>
主な構成	<p><b>【社会規範・マナーと法規範】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ビジネス社会の規範とマナー 求められるドレスコード、お辞儀の種類とポイント、時間厳守の必要性、席次、ハラスメントの種類と防止、ダイバーシティ精神の理解 など</li> <li>● 日常生活の規範とマナー 住生活・公共空間・並び方に関するマナー、自動車・自転車・歩行者に関する交通マナー、高齢者・障がい者・妊婦への配慮 など</li> <li>● 法規・法令 外国人に関する法律の種類と目的、労働関連・賃貸契約の法律、身近な法律の概要 など</li> </ul> <p><b>【ビジネス慣習】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本人の特性 同質性と閉鎖性、独自のコミュニケーション法、独自の表現方法、就労意識、和の精神、完璧主義 など</li> <li>● 日本企業での働き方 日本企業の雇用制度の変化、会社を代表しているという意識、組織分掌・権限と責任、チームワークと協調性の大切さ など</li> <li>● 日本の商習慣 お客第一主義、おもてなし、サービスの特徴、日本人客の特性、外国人客への対応、クレンジネスと衛生管理の重要性 など</li> </ul> <p><b>【一般教養】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本の生活と文化 地理と気候、都道府県と主要都市、元号、年中行事の時期と行事内容 など</li> <li>● 数理・計算 日本の通貨、おつりの計算、割合計算、単位と計算・単位換算、表やグラフの読み取り など</li> <li>● 社会・経済 社会特性、近代のおもな社会経済事象、日本企業の労働課題、環境問題、納税の義務と身近な税金・社会保険の種類 など</li> </ul>

\* ガイドライン全文、過去に実施した外国人就労適性試験サンプル問題は、外国人雇用協議会・案内サイト( <https://jaefn.or.jp/> )で掲載しています。

## 3. 認定申請 要項

### (1) 認定目的

日本の言語・文化・ビジネス習慣に通じた外国人が日本のビジネス社会で活躍できる環境を整えるため、外国人向け学習教材・参考書、講習支援・インストラクター紹介・派遣などを、「就労適性に係るガイドライン:ビジネス文化・社会常識に係る基準」を満たした教育・学習コンテンツとして認定します。

### (2) 主催・認定

一般社団法人外国人雇用協議会

The Japan Association for the Employment of Foreign Nationals (JAEFN)

### (3) 認定条件

以下の2条件を満たして承認されると、「認定ロゴ」を使用することができます。

- ① 認定対象の教育・学習コンテンツが「就労適性に係るガイドライン:ビジネス文化・社会常識に係る基準」を満たしていること。
- ② 認定申請は、外国人雇用協議会の会員社(入会予定社を含む)であること。

### (4) 参画特典

教育・学習コンテンツの認定を受けると、以下のメリット・権利があります。

- ① 認定コンテンツで、協議会保有の認定ロゴや商標等が使用できます。
- ② 認定された教育・学習コンテンツの販売にあたり、協議会会員社による「販売代理店」機能(成功報酬型)を利用することができます。  
※利用にあたっては、協議会の代理店登録、代理店との契約締結等が必要
- ③ 教育推進会議メンバー(参画会員社)として、教育推進の取り組みに関する戦略等の企画立案に関与できるほか、ガイドライン等の見直し議論にも関与できます。

## 3. 認定申請 要項

### (5) 認定期間

原則、認定された日から現行ガイドライン〈第1期〉の適用終了日

(予定:2023年3月末まで)

※契約満了を待たずに認定契約を解約する場合、認定された日より1年経過後の日からで、3カ月前までに申出が必要です。

※改訂ガイドライン(3年毎)が適用される初年度には、原則、再契約する必要があります。

### (6) 各種費用

#### ① 申請料: 申請1件につき5万円(税別)

※認定可否による返金、納入後のキャンセルによる返金はしません。

※認定希望の教育・学習コンテンツが複数・多岐にわたる場合、事前協議等で申請件数を調整させていただくことがあります。

#### ② 認定料〈目安、詳細は都度協議〉

- 教材・参考書等の商品: 該当販売数 × 定価の5%程度
- 講習等の教育サービス: 5%
- インストラクター派遣・紹介: 10%

※認定料の支払い方法は、実施年度3月末締めに基づき納入額算出を基本とし、銀行振込となります。

### (7) 募集期間

随時受付〔第1期: 2020年7月～2021年12月〕

認定ロゴ

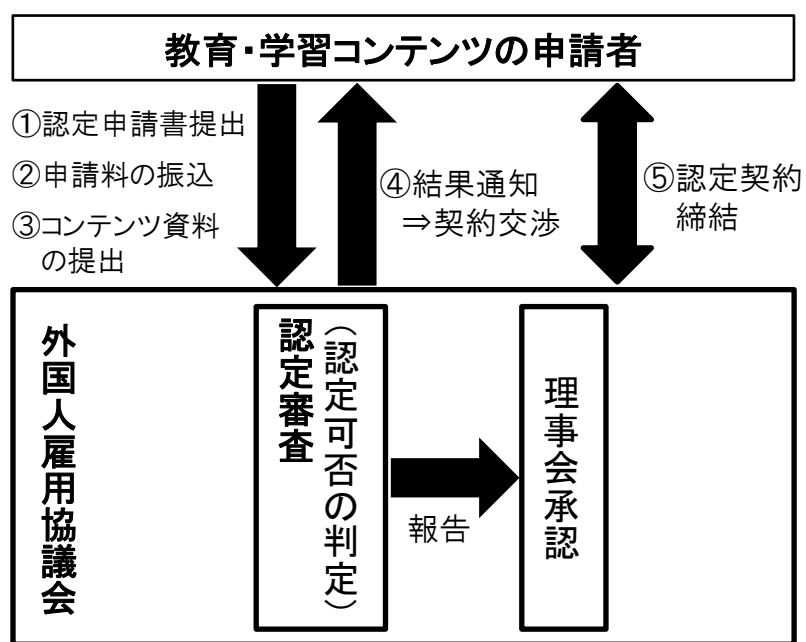


## 3. 認定申請 要項

### (8) 申請手続き

認定申請から認定契約の締結まで、以下のプロセス(所要 2ヵ月程度)で行います。

※認定申請のご検討にあたり、ガイドライン関連資料の開示もできます。  
詳しくは、教育推進部までお問い合わせください。



- ① 申請者には「認定申請書」を提出していただきます。  
※受理にあたって、教育推進部が申請者と申請内容等の事前調整をさせていただく場合があります。
- ② 認定申請書の受理後、協議会は申請料の請求書を発行します。認定申請書提出月の翌月末までに「申請料を納入」してください。(希望に応じて領収証も発行)
- ③ あわせて、申請者は、認定対象となる「コンテンツ資料※をご準備いただき、教育推進部に提出」してください。  
※なるべく、ガイドラインに沿った内容かを視覚的に判定(原本、カリキュラム、動画など)できるものをお願いします。判定が困難な場合、事前に予備審査を実施する場合があります。
- ④ 協議会は、申請者ヒアリングのうえ、認定可否を判断します。その後、申請者に審査結果(認定可否、認定条件等)を通知します。
- ⑤ 所定の手続きを経て、認定契約を締結します。

## 外国人向け教育推進の取り組み、認定制度に関するお問い合わせ

- **外国人向け教育推進の取り組みのご案内**

外国人雇用協議会・案内サイト  
<https://jaefn.or.jp/>

- **外国人向け教育推進に関するお問い合わせ、  
教育・学習コンテンツの認定申請、取材申込**

外国人雇用協議会・教育推進部  
TEL: 03-6848-7002  
Mail: [jaefn-test@jaefn.or.jp](mailto:jaefn-test@jaefn.or.jp)